

Title	〔商法一〇八〕手形行為と商法二三条(大阪高裁昭和四四年一〇月二 八日判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.11 (1971. 11) ,p.92- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19711115-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一〇八〕 手形行為と商法二二三条

大阪高裁昭和四四年一〇月二八日判決
 昭和四三年(キ)二〇九号約定手形金請求
 控訴事件
 下級民集二〇卷九・一〇号七三三頁

【判示事項】

自己の氏名を用いて銀行の当座預金取引をなすことを他人に許諾しその他人が右取引のひとつとして手形を振り出した場合と商法第二二三条類推適用の有無(積極)

【参照条文】 商法第二二三条、手形法第四七条、第七七条、第七八条

【事実】 控訴会社 Y_2 およびその代表取締役 Y_3 は、過去において不渡処分を受けたことがあつたため、同人らの名義で銀行との間に当座取引を開始することができなかった。そこで、 Y_3 の妻である控訴人 Y_1 名義でA相互銀行界支店に当座取引口座を開設し、取引専用の Y_1 の印鑑を新たに作り、その口座を利用して控訴会社の銀行取引を行つていた。本件約束手形は振出人を Y_1 、受取人かつ第一裏書人を Y_2 会社、第二裏書人を Y_3 とするものであるが、それは Y_3 が銀行口座を利用する Y_2 会社の金融取引の一つとして振出したもので、 Y_1 を代理して同人のために手形振出を代行したものではなかつた。そこでこの手形を Y_3 から裏書取得した X は、支払期日に支払を受けるため支払場所に呈示したが、支払を拒絶された。この Y_2 会社は肥料、飼

料の製造販売を業とする従業員八名の小規模の会社で、代表者 Y_2 とその妻 Y_1 とは店舗に隣接する家屋に起居していた。 Y_1 は会社の営業活動に直接には関与していなかつたが、会社の営業状態、資金繰りなどを知る機会があり、資金繰りの必要上 Y_1 名義で銀行口座が開かれ、 Y_3 がこれを利用して会社の金融取引を行つていた事実を知悉していた。それにもかかわらず、 Y_1 は Y_2 会社に営業活動上の便宜を供与する意思で、この銀行取引を黙認していた。そこで X は、 Y_1 が Y_2 会社の銀行取引について明示または黙示の承認を与えていたから責任があるとして提訴したところ、第一審は X が勝訴、 Y_1 らから控訴したのが本件である。

【判旨】 控訴棄却。本件手形は Y_3 が Y_2 会社代表者の資格において同会社のために振出したものであり、 Y_1 を代理して同人のために手形振出を代行したのではない。その場合の Y_1 の責任については、「自己の氏名を用いて銀行取引をすることを他人に許諾した者は、その者をみぎ銀行取引の当事者であると誤信してみぎ銀行取引の一つとして振り出された手形上の権利を取得した者に対し、(たとえ

手形代理の法理によつては手形行為名義人の手形上の責任を問うことができない場合であつても、みぎ自己名義で銀行取引をすることに許諾を与えたこと自体によつて、手形上の責任を負わねばならないと解するのが相当であるところ（この場合にも、手形行為の名義人が取引の相手方に対し、商法二三条の類推適用により、手形行為者と連帯して手形の原因關係に基づく責任を負わねばならないこともあり得るが、本件では被控訴人はこのような手形の原因關係に基づいて責任を問う請求をしていない）、本件手形は控訴会社が控訴人Y₁名義で銀行取引の一つとして振り出したものであるから、控訴人Y₁名義で銀行取引をすることを控訴会社に黙許した控訴人Y₁は、被控訴人が本件手形の振出人を控訴人Y₁であると誤信して本件手形の譲渡を受けた場合には、被控訴人に対し本件手形の振出人としての責任を負わねばならない筋合である。」

Y₂会社がその代表者Y₂に手形を裏書譲渡したことについて、控訴人らは会社と会社代表者との間の利害相反行為であるから無効であると抗弁した。これに対しては、本件手形はY₂会社経営の必要上、Y₂名義で振出され、もつぱらその手形の信用度を高めるために、Y₂会社とその代表者Y₂が順次裏書したので、Y₂会社からY₂への譲渡によつてY₂会社が損失を受けY₂が利得する關係ではなかつたことが認められるから、本件手形の裏書譲渡は有限会社法三〇条にいう取引に該當しないと判示した。

【評釈】 判旨に賛成。判旨の認定したところによると、Y₂会社が金融のため銀行と当座取引口座を開設するについては、代表取締役

Y₂の妻Y₁名義を使用せざるをえなかつたし、Y₁自身も会社の資金繰りの実情を知りこれを黙認していた。本件手形もY₂がY₁名義を記載して振出したものであるが、実はY₂会社の金融取引の一つとして行つたもので、Y₁を代理して同人のために手形の振出を代行したものである。またこのような關係からいえば、Y₂がなしたY₁の署名を機關による署名とすることもできない。要するに判旨の認定した事実からは、Y₁の振出人としての責任を表見代理であるとか署名の代行という形で、直接に引き出すことのできない場合と解される。そこでY₁に責任を認めようとすれば、本件に商法二三条を適用できないかが次に問題となるが、同条の適用に當つては次の二点を検討しなければならない。第一点は本件においてY₁のなした名義使用の許諾は、単に銀行取引と手形振出についてのそれであつて、營業をなすこととの許諾ではないのかという点である。第二点は、手形行為については通常の商取引の場合とは異なつて、實際は手形を振出した者ここではY₂の名義が手形上に振出人として記載されていない以上、行為者たる名板借人の責任を前提として名板借人の責任を引き出す商法二三条は、適用されないのではないかという問題である。

第一点の疑問は手形取引への商法二三条の適用に関連して常に問題となる点であり、この理由から二三条の適用をあきらめ、民法の表見代理または表見法理一般によつて解決すべしとする判例、学説も存在している（最高判昭和四二・六・六判時四八七号五六頁、大阪高判昭和四三・三・二九金融法務五二二号四六頁、鴻「判批」ジュリスト三九八号三三八）。けれども多数の学説、判例は、商法二三条は商法上の他の規定たとえれば四二条、四四條、二六二条などと同様に、英米法におけ

る禁反言則を基調とするものである。その立場からいえば、その許諾が営業をなすことに關して与えられた場合の手形取引についても、また、本件のように手形取引に關して与えられた場合にも、二三条を適用または類推するのが妥当であると主張している(田中誠「手形法詳論」上一八二頁、並木「判批」選判六七三頁、永沢「本件判批」昭和四四年庶務裁判例解説ジュリスト四五六号九四頁、本岡「判批」民商六一卷五号八二頁、東京高判昭和四四・一・二二五下級民集二〇卷一・二二九九五四頁、名古屋高判昭和四三・一・二一四高裁民集二〇卷二二号六九九頁、札幌地判昭和四五・一・一八判時六一九号八八頁など)。少数説は手形行為は営業上の取引と切り離しても行われるとか、二三条の表現上、それは営業をなすことの許諾が前提であるという点などを理由としている。もちろん、そのこと自体は理由がある。商法二三条の適用範囲のむやみの拡張を避けるべきことも当然である。ただ本件においては、前述したようにY₁はY₁を代理したものでなければ、また、Y₁の機関としての署名代行でもないことと認定されているが、その場合には表見代理などの法理でY₁の責任を引き出すことが困難なことも配慮しなければならぬ。更に判旨の全体からY₁会社の実体を判断すると、同会社はきわめて小規模で家族的な会社である上、会社自体も代表者も不渡処分を受けている。しかも他に出資者が現われてこないところから見ると、妻Y₁名義で銀行口座を開設しなければ、支払のための資金繰りにも事欠くものと同様に想像される。この想像が正しいとすれば、本件における手形取引のための許諾は営業をなすことの許諾に近づくのであつて、その意味でも本件に二三条を類推適用したことには賛成である。

次に第二点すなわち行為者たる名板借人は手形上に自己の署名をしていないから、その者に振出人としての責任は発生せず、従つて

名板貸人もこれと連帯するいわれはないという意見ないしは問題点を検討してみよう。もつともこのような立場を徹底すると、営業をなすことについて名義使用が許諾され、それに基づいて名板借人が手形行為をなしたときにも、手形上に名板借人の名義がないから商法二三条の適用または類推はないこととなつてしまふが、その結論に疑問を感ずるものも少なくない。そうなると、手形行為に二三条を適用するための理論構成が必要となるが、この構成については次の二通りの方法が考えられている。

第一の方法はY₁が振出人Y₁と記載した署名は実はY₁自身を表示しているものであり、その署名からY₁は振出人としての責任を負うから、それを前提として名板貸人たるY₁もこれに連帯するという考へ方である。この点については、取引上本人がその名称を慣用していた場合には、その名称で手形行為をなしたときも、その手形行為は本人の行為と解すという古い判例もあり(大判大正一〇・七・一三民集二七四・四三三頁)、また、他人名義が一般に取引上慣用され周知されていなくても、手形取引だけで他人名義の慣用があれば、その者の署名として責任を負うとした最近の判例もある(最高判昭和四三・一二・二二判時五四五号七六頁)。これらの判例を通して更につきつめて考えれば、手形上の署名として使用される名義が慣用されたものであるか一回限りのものであるかにかかわらず、行為者が自己を表示するものとしてその名義を使用した場合には、そこに手形上の責任が発生するという結論が導かれる。すなわち、この問題は手形債務の内容を決定する場合の手形文言性の法理が適用されるものではなく、手形行為の当事者は誰

か、行為能力はどうかという問題におけるように、手形面の記載だけではなく、手形外の一切の資料を綜合して判断すべきものだからである（前掲一八二一―一八四頁、札幌地判、前掲昭和四五・一一・一八など）

これに対して第二の方法は、商法二三条の規定が禁反言の法理に基くものとするれば、同条の趣旨はまさに名板貸人の責任を認めることに主眼がある。通常の場合には営業主に責任があるから連帯責任を負うとしているが、この連帯関係は本質的要素ではなく、従つて名板借人の責任の有無によつて名板貸人の責任を決することは合理的なものではない。そこで法文の字句には即しない嫌いはあるが、手形の記載上営業主が責任を負わぬ場合にも名板貸人は二三条で手形上の責任を負い、例外的に両者が手形上の責任を負うときは合同責任を負うと解して、手形行為に二三条を適用する途を開こうとする考え方がある（東京高判、前掲昭和四四・一二・二五、位野木「判批」金融法）。

このように手形行為に商法二三条を適用する場合の理論構成としては、名板借人を見きわめてからそれとの関連で名板貸人の責任に及ぶものと、反対に二三条の立法趣旨から名板貸人の責任をまずとりあげ、場合によつてはこれと名板借人の合同を考へるといふものが存在している。この二つの考え方の選択は容易ではないが、やはり手形行為者は誰れかという視点から、まず行為者たる名板借人の責任をとらえ、第三者の誤認と名義使用の許諾とが合した場合には、それに名板貸人を連帯せしめる構成をとるのが本筋である。他人名義の使用による第三者の誤認は許諾の有無に直接の関係はないから、第三者としては相手方の同一性を識別してその行為者に責任

をとらせ、使用許諾があつたときは許諾者の責任をも追及できると解するのが妥当だからである。その場合名板貸人にも責任があるというのは、名板借人の行為から第三者が迷惑を受けた場合、相手方を誤認した第三者と名義使用を許諾した名板貸人との均衡を考へてのことである。

その意味においても、名板貸の場合には常に直接名板貸人が取引上の責任を負うと構成する考え方は、名板貸人の責任を引き出そうとする規定の狙いには合致するし、従来の学説の不十分な点を指摘したものとすることができる。けれどもこの立場をとるものの中には、二三条の規定が行為者たる名板借人を離れて存在するかのようには説明するものもあるが、そうだとすれば名板貸人の側に重点をおいた第三者保護であり、商法二三条の規定の趣旨を一步ふみ出した議論ではないかと考へる。これに対して従来の学説、判例のうちには、二三条の適用上、名板借人が手形責任を負わなければ名板貸人もまた無責任であると解するものもあるが、これも字句にこだわりの規定の趣旨を離れた解釈といわなければならない。それ故、手形取引について名板貸が行われた場合にも、通常は名板借人すなわち手形行為者は誰れかを識別して手形責任を負わせ、そこに名義使用の許諾があれば名板貸人を連帯せしめることとなるが、名板借人が判明しない場合があつても名板貸さえ立証できれば、名板貸人に同様の責任を負わせることができるかと考へる。このように理解すれば、手形取引についても商法二三条の類推が可能となるであろう。要するに、他人に自己の名義を使用して手形取引をなすことを許

